

佐世保市監査委員公表第18号

定期監査の結果について

佐世保市監査委員監査基準に従い、定期監査を実施しましたので、その結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

令和6年7月23日

佐世保市監査委員 宮 崎 祐 輔  
佐世保市監査委員 赤 瀬 隆 彦  
佐世保市監査委員 井 上 友 子



議会事務局 分

# 監査結果報告

佐世保市監査委員監査基準に従い、監査を実施したので報告する。

- 1 監査の種類 財務監査（定期監査）
- 2 監査の対象 議会事務局
- 3 監査の期間 令和6年5月31日（金）～令和6年7月17日（水）
- 4 監査の着眼点
  - (1) 収入事務は適正か。
  - (2) 支出事務は適正か。
  - (3) 契約事務は適正か。
  - (4) 財産管理事務は適正か。

## 5 監査の実施内容

令和5年度に執行された財務に関する事務が、法令等に基づき、適正に行われているか関係書類を抽出して調査を行い、また、担当職員の説明を聴取するなどの方法により実施した。

## 6 監査の結果

上記、記載のとおり監査した限りにおいて、支出事務につき別記のとおり改善を要する事項が見受けられた。その事項を除き、重要な点において、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われていた。

なお、軽易な事項については記述を省略した。

【指摘事項】

1. 支出事務

- ① 前渡金において、佐世保市財務規則第 110 条第 2 項第 2 号で「…前渡金にあつては、その用件終了後 7 日以内に前渡金精算書を作成し、その支払いを証する書類を添付して…会計管理者に提出すること。」と規定されているにもかかわらず、精算が遅れているものがあつた。

[合規性]

- ② 旅費（概算払）において、佐世保市財務規則第 118 条第 2 項で「概算払を受けた者は、その用件終了後 7 日以内に精算書により…会計管理者に提出しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、精算が遅れているものがあつた。

[合規性]

規則を再認識し、適正な事務処理を行うよう徹底されたい。